

エフエムいみず 放送番組の編集の基準

基本方針

(株)エフエムいみずは、公共の福祉、文化の向上、産業と経済の繁栄に役立ち、平和な地域社会の実現に寄与することを使命とし、民主主義の精神に従い、基本的人権と世論を尊び、言論及び表現の自由を守り、法と秩序を尊重して地域社会の信頼にこたえなければならない。

一般基準

一般基準は、番組及び広告などすべての放送に適用する。

人権

- 1 人命を軽視するような取り扱いはしない。
- 2 個人・団体の名誉を傷付けるような取り扱いはしない。
- 3 人種・性別・職業・境遇・信条などによって取り扱いを差別しない。

法と政治

- 4 法令を尊重し、その執行を妨げる言動を是認するような取り扱いはしない。
- 5 国及び国の機関の権威を傷付けるような取り扱いはしない。
- 6 人権・民族・国民に関する事項を取り扱う時は、その感情を尊重する。
- 7 政治に関しては公正な立場を守り、一党一派に偏らないように注意する。

児童及び青少年への配慮

- 8 児童及び青少年の人格形成に貢献し、良い習慣、責任感、勇気などの精神を尊重する。
- 9 児童向け番組は健全な社会通念に基づき、児童の品性を損なうような言葉や表現は避ける。
- 10 児童向け番組で悪徳行為・残忍・陰惨等の場面を取り扱う時は児童の気持ちを過度に刺激したり傷付けたりしない。

家庭と社会

- 11 家庭生活を尊重し、これを乱すような思想を肯定的に取り扱わない。
- 12 公序良俗に反するような思想を肯定的に取り扱わない。
- 13 公衆道徳を尊重し、社会常識に反する言動に共感を起こさせたり、模倣の気持ちを起こさせたりするような扱いはしない。

教育・教養の向上

- 14 教育番組は学校向け、社会向けを問わず、社会人として役立つ知識や資料などを系統的に放送する。
- 15 教育番組は形式や表現にとらわれず、聴取者が生活の知識を深め、円満な常識と豊かな情操を養うのに役立つように努める。

報道の責任

- 16 ニュースは事実に基づいて報道し、公正でなければならない。
- 17 ニュースは報道に当たって個人の自由を犯したり、名誉を傷付けたりしないように注意する。
- 18 取材・編集に当たっては、一方に偏るなど、聴取者に誤解を与えないように注意する。

宗 教

- 19 信仰の自由及び各宗派の立場を尊重し、他宗・他派を中傷、誹謗する言動は取り扱わない。
- 20 特定宗教のための寄付の募集等は取り扱わない。

表現上の考慮

- 21 分りやすく適切な言葉を用いるように努める。
- 22 不快な感じを与えるような下品、卑猥な表現は避ける。
- 23 人心に動揺や不安を与える恐れのある内容のものは慎重に取り扱う。
- 24 病的・残虐・悲惨・虐待などの情景を表現する時は、聴取者に嫌悪感を与えないようにする。
- 25 放送内容は放送時刻に応じて聴取者の生活状況を考慮し不快な感じを与えないようにする。

暴力表現

- 22 暴力行為は、その目的の如何を問わず否定的に取り扱う。
- 23 暴力行為の表現は最小限に止める。

犯罪表現

- 24 犯罪を肯定したり犯罪者を英雄扱いするようなことがないよう注意する。
- 25 犯罪の手口や手段を表現する時は、模倣の気持ちを起こさせないように注意する。
- 26 犯罪容疑者の逮捕や尋問の方法、及び訴訟の手続きや法廷の場面などは、正しく表現するように注意する。

性表現

- 27 性に関する事柄は、聴取者に困惑・嫌悪の感じを抱かせないように注意する。
- 28 性衛生や性病に関する事柄は、医学上・衛生上・教育上必要な場合の他は取り扱わない。

広告の責任

- 29 広告は事実を伝え、聴取者に利益をもたらすものでなければならない。
- 30 広告は関係法令などに反するものであってはならない。
- 31 広告は健全な社会生活やよい習慣を害するものであってはならない。

広告の取り扱い

- 34 広告放送は、広告である事を明らかにしなければならない。
- 35 広告の内容は、広告主の名称・商品・商品名・商標・標語・広告主に関する情報(サービス、販売網、施設など)とする。
- 36 広告は、児童の射幸心や購買欲を過度にそそらないようにする。
- 37 広告は、放送時間を考慮して不快な感じを与えないように注意する。
- 38 広告主が明らかでなく、責任の所在が不明なものは取り扱わない。
- 39 権利関係や取り引きの実態が不明確なものは取り扱わない。

広告の表現

- 40 広告は、分りやすく適正な言葉を用いるように注意する。
- 41 聴取者に不快な感情を与える表現は避ける。
- 42 広告には、原則として最大級またはこれに類する表現を用いてはならない。
- 43 広告は、ニュースと混同されやすい表現をしてはならない。

放送番組の編集の基準は、放送法の定めにより(株)エフエムいみず演奏所内に掲示して、一般に公表するものとする。